

令和2年度
ECサイト新規構築等事業費補助金

募集のご案内

＜申請先・問合せ先(申請手続き、ECサイト開設全般に関すること)＞

ぎふネットショップ総合支援センター

〒503-0807 大垣市今宿6-52-16

ソフトピアジャパン ドリーム・コア 1階 101号室

TEL 080-1592-1995

＜問合せ先(事業に関すること)＞

岐阜県 商工労働部 県産品流通支援課 国内展開係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1

TEL 058-272-8362

令和2年8月
岐阜県商工労働部

令和2年度ECサイト新規構築等事業費補助金事業の募集について（案内）

1 事業目的

実店舗での売上が減少した県産品を販売する県内中小企業者等の非対面型ビジネスモデルへの対応を支援するため、EC（電子商取引をいう。以下同じ。）の自社サイトを新規構築又は改修する事業に対し、必要な経費の一部を支援します。

2 事業内容等（詳細：[別表](#)）

(1) 補助対象事業

- ・ ECサイト新規構築事業
- ・ ECサイト改修事業

(2) 補助対象者

- ① 県内中小企業者（※1）のうち、県内に本社等を有する法人又は個人であって、県内に岐阜県産品を販売する実店舗（※2）を有している者を言います。

（※1）本事業における「県内中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者のうち、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第2条各号に規定する小規模事業者を除くものとし、具体的には、以下の表の「要件」や「補助対象者の範囲」を満たしている者を言います。

（※2）本事業における「県内に岐阜県産品を販売する実店舗」とは、県内に所在する実店舗を管理・運営し、実際に店舗で県産品を陳列し、販売していることを言います。

業種	要件（AまたはBのいずれかを満たすこと）
1. 製造業及びその他の業種（2～3を除く）	A. 常時使用する従業員の数が21人以上かつ資本金の額又は出資の総額が3億円以下 B. 常時使用する従業員の数が21人以上300人以下
2. 商業・サービス業（宿泊業・娯楽業を除く）	a. 卸売業 A. 常時使用する従業員の数6人以上かつ資本金の額又は出資の総額が1億円以下 B. 常時使用する従業員の数6人以上100人以下
	b. 小売業 A. 常時使用する従業員の数6人以上かつ資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 B. 常時使用する従業員の数6人以上50人以下
3. サービス業のうち、宿泊業・娯楽業	A. 常時使用する従業員の数21人以上かつ資本金の額又は出資の総額が5千万円以下 B. 常時使用する従業員の数21人以上100人以下

- ② 中小企業基本法上の「製造業」「卸売業」「小売業」「サービス業」のうち、どの業種に分類されるのかを判断するには、まず、下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類(最新版は第13回)をご覧ください、分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.htm
1

次に、下記URLの対応表からどの業種に該当するのをご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf

- ③ 製造した商品をおの場で販売する場合、例えばパン屋であれば小売業に該当します(日本産業分類上大分類Ⅰの中分類58パン小売業(製造小売)に該当するため)。製造した商品を製造場所以外で販売する場合は、工場は製造業、店舗は小売業になり、複数の業種に該当します。
- ④ 別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断されます。
- ⑤ 「宿泊業」には、その宿泊施設内で飲食・催事等のサービスを併せて提供する事業も含まれます。＜日本標準産業分類：中分類75(宿泊業)＞
- ⑥ 「娯楽業」とは、映画、演劇その他の興行および娯楽を提供する事業、ならびにこれに附帯するサービスを提供する事業のことを言います。＜同：中分類80(娯楽業)＞
- ⑦ 「常時使用する従業員」とは、労働基準法(昭和22年法律第49号)第20条第1項に規定する解雇の予告を必要とする労働者をいい、日雇労働者、会社役員、個人事業主等は該当しません。
- ⑧ 本事業では、補助対象者の範囲は以下のとおりです。

補助対象となりうる者	補助対象にならない者
<ul style="list-style-type: none">・会社および会社に準ずる営利法人(株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社)・個人事業主	<ul style="list-style-type: none">・医師、歯科医師、助産師・系統出荷による収入のみである個人農業者(個人の林業・水産業者についても同様)・一般社団法人、公益社団法人・一般財団法人、公益財団法人・医療法人・宗教法人・学校法人・農事組合法人・社会福祉法人・特定非営利活動法人・申請時点で開業していない創業予定者(例えば、既に税務署に開業届を提出していても、開業届上の開業日が申請日より後の場合は対象外)・任意団体 等

(3) 事業の対象となる期間

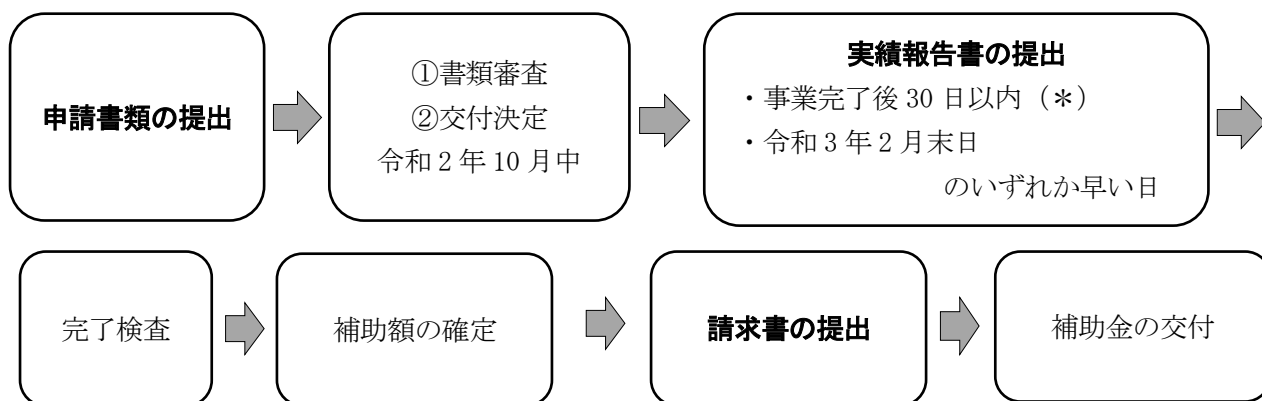
令和2年4月1日から令和3年2月28日までの期間に行われる事業。

(4) 補助額について

補助対象経費、補助金の額等は、別表のとおり。

3 事業のスケジュール

※太字の項目が、申請者が行う手続きです。



(*) 交付決定時点で既に事業が完了している場合は、交付決定の日から起算して30日以内

4 申請の手続き

(1) 提出（受付）期間

令和2年8月18日（火）～令和2年9月18日（金）

持参の場合は17時までの提出、郵送の場合は9月18日（金）消印有効とします。

提出期間を過ぎてから届いたものは一切受け付けませんのでご了承ください。

(2) 提出書類

補助金交付申請書に関係書類を添付し、以下により提出してください。また、別紙「申請時チェックリスト」を必ず確認の上、添付してください。

	申請書（添付書類）名称
1	補助金交付申請書（別記第1号様式）
2	事業計画書（別紙1）
3	取扱（予定）商品一覧表（別添）
4	申請書の定款（個人事業主は、不要）
5	申請者の履歴事項全部証明書（本社の所在地が本店と異なる場合は、本社の所在地が分かるホームページ等の写し）（個人事業主は、不要）
6	申請者の免許証、運転履歴証明書又は住民票（個人事業主のみ）
7	申請者の決算書（直近2期分）
8	納税証明書 ①県税事務所（②③で徴収する県税以外のもの）（※）
9	納税証明書 ②市町村役場（個人県民税を含むものに限る。）（個人事業主のみ）（※）
10	納税証明書 ③税務署（地方消費税を含むものに限る。）（※）
11	積算金額の根拠書類（見積書、価格表等（既に事業が完了している場合は、納品書））
12	事業に着手した時期の根拠資料（契約書等）（申請をする日において既に着手している場合のみ）
13	申請時チェックリスト（別紙2）

※各発行機関における「未納に係る税がないことを証する書類」とする。申請時に取得可能な最新のものを添付すること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）

※別紙1「事業計画書」は、wordデータを別途下記提出先メールアドレスに送付してください。

(4) 提出先

ぎふネットショップ総合支援センター

〒503-0807 岐阜県大垣市今宿6-52-26

ソフトピアジャパン ドリーム・コア 1階 101号室

TEL 080-1592-1995

メールアドレス ec-support@mb.ginet.or.jp

5 補助対象事業の審査及び審査結果の通知

(1) 審査

- ① 書類の不足や記入漏れ等の不備がないかを審査します。
- ② 事業計画書等の提出された書類をもとに、以下の事項を総合的に勘案し、交付の決定を審査することとします。
 - (i) 実現可能性が高く具体的な計画であること。
 - (ii) 社会情勢及び市場ニーズに合致していること。
 - (iii) 継続性及び発展性が認められること。
 - (iv) 県内産業及び産地の活性化に寄与するものであること。
 - (v) 法令に違反するものでないこと。
 - (vi) その他知事が不適切と認める事項がないこと。
- ③ 審査の結果によっては、予算の範囲内であっても採択されないことがあります。

(2) 審査結果の通知

審査結果については、決定後、交付申請者全員に対して速やかに採択・不採択の結果を通知します。
なお、採択事業者の補助申請総額が予算額を超えた場合、補助決定額は補助申請額を下回ることがあります。

6 留意事項

(1) 事業実施における留意事項

本補助金の活用には、以下に記載した事項のほか、岐阜県補助金等交付規則及びECサイト新規構築等事業費補助金交付要綱を遵守してください。

- ① 補助事業者は、交付決定を受けた後、補助事業の内容を著しく変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、事前に県の承認を得なければなりません。
- ② 補助事業者は、補助事業を完了した時、若しくは中止又は廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日以内または令和3年2月末日のいずれか早い日までに、実績報告書を提出しなければなりません。なお、交付決定前に事業が完了している場合は、交付決定の日から30日以内の実績報告書を提出しなければなりません。
- ③ 県が実施する施策の一環として、企業名等の公表を行う場合があります。
- ④ 補助事業に関する調査依頼や、補助事業完了後に事業成果を公表していただくなど、県が実施する施策への協力を求める場合があります。

- ⑤ 補助事業者が、岐阜県補助金等交付規則等に違反する行為等（他の用途への無断流用、虚偽報告等）をした場合には、補助金の交付取消、返還、不正内容の公表等を行うことがあります。
- ⑥ 実際に受け取る補助金は「補助金交付決定通知書」に記載した交付金額より少なくなる場合があります。実績報告書等の確認時に、支出内容に補助対象外経費が計上されていることが判明した場合には、当該支出を除いて補助対象経費を算出するよう県から連絡を受けます。
- ⑦ 本補助金の採択事業者に対し、補助金を活用して取り組む事業やその効果等を把握するためのアンケート調査を実施することがあります（補助事業完了後のフォローアップ調査含む）ので、その際にはご協力をお願い致します。なお、アンケートに際してご提供頂いた情報は、統計処理を行い、個人を特定できない形で公表する可能性があります。

（２）経理処理上の留意事項

- ① 補助対象経費の支払方法は、次のとおりとします。
 - ・補助事業に要した経費の支払いに当たっては、原則として銀行振込とします。
 - ・他の取引との混合払及び手形の裏書譲渡による支払いは認めません。また、他の取引との相殺による支払は認めません。
 - ・補助金を受領した場合は、法定帳簿及び補助簿に記載してください。なお、補助金を指定用途以外に流用した場合、補助金返還の対象になります。
- ② 帳簿、伝票及び証拠書類（小切手及び手形の控え等を含む）
 - ・一般のものと区別し、費用ごとに整備・保存してください。

7 その他

（１）補助事業の義務及び制限等

岐阜県補助金等規則により、以下の義務や制限等が定められています。

- ① 補助金の交付の目的に従って誠実に補助事業を行うように努めること（規則第3条）
- ② 知事の承認（指示）を受ける必要がある事項（規則第6条）
 - ・補助事業の経費の配分の変更（軽微なものを除く）
 - ・補助事業の内容の変更（軽微なものを除く）
 - ・補助事業の中止、廃止
 - ・補助事業が期間内に完了しない場合、遂行が困難になった場合
- ③ 補助金の他の用途への使用の禁止（規則第10条）
- ④ 各種報告書等の提出義務（規則第11条、13条）
- ⑤ 財産処分の制限（規則第21条）

補助金の額の確定通知を受け取った後は、財産の処分に対する承認申請の義務が課せられます。事業完了後であっても、補助対象物件を処分しようとするときは、財産処分承認申請書を提出し、あらかじめ承認を受けなければなりません。

なお、承認を受けて当該財産を処分したことにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付しなければなりません。

ただし、次の各号の一つに該当するときはこの限りではありません。

- 一 補助事業に使用開始後、別に定められた制限期間※を経過しているとき
※財務省の法定耐用年数を準用
- 二 取得し、又は効用の増加した機械等の価額が50万円未満のものであるとき
- 三 収益納付命令によって、補助金全額を納付したとき

⑥ 書類、帳簿等の整備及び保存（規則第22条）

事業実施に伴う経理書類等は、事業終了後5年間保存する必要があります。

(2) 不適当又は不法な行為に対する処分

次の事項に違反した補助事業者に対しては、補助金の交付決定が取り消される等の措置が講じられる場合があります。既に補助金が交付されている場合は、補助金の返還を命じ、場合によっては返還金に対する加算金を賦課されることもあります。さらに、罰則規定が設けられているため、適切に行うよう十分留意してください。

- ① 偽りその他不正手段による補助金の受領
- ② 補助金の他の用途への使用
- ③ 交付決定の内容又は交付条件に対する違反
- ④ 法令又は県の処分に対する違反
- ⑤ 定められた必要な事項の報告をせず若しくは虚偽の報告をしたもの

また、正当な理由なく補助事業を廃止した場合には、限られた補助金予算が有効に活用されないため、翌年度の補助事業を申請されても採択しないことがあります。

8 問合せ先

本事業の内容等に関する質問は、以下の担当で受け付けます。

ただし、審査の経過等に関する問合せには応じられません。

<申請先・問合せ先（申請手続き、ECサイト開設全般に関すること）>

ぎふネットショップ総合支援センター

〒503-0807 大垣市今宿6-52-16

ソフトピアジャパン ドリーム・コア 1階 101号室

TEL 080-1592-1995

受付時間 9:00～17:00（祝日を除く月～金曜日）

メールアドレス ec-support@mb.ginet.or.jp

ホームページ <https://www.gifuec-support.com/>

<問合せ先（事業に関すること）>

岐阜県 商工労働部 県産品流通支援課 国内展開係

TEL 058-272-8362

受付時間 8:30～17:15（祝日を除く月～金曜日）

メールアドレス c11370@pref.gifu.lg.jp

◆本事業についての案内は、以下のウェブサイトでご覧いただけます。

<<https://www.pref.gifu.lg.jp/sangyo/shokogyo/shokogyo-shinko/c11370/ec-hojokin.html>>

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助金の額
<p>【ECサイト新規構築事業費】</p> <p>県内で運営する県産品を販売する実店舗での売上げが減少したことにより非対面型ビジネスモデルへの対応を行うためECサイトを新規に構築する事業で、次の要件のいずれも満たすもの</p> <p>(1) 令和2年3月31日時点において、ECサイトを有しておらず、新規にECサイトを構築する事業であること。</p> <p>(2) 令和2年4月1日以降に着手した事業であること。</p> <p>(3) ECサイトの構築後、ECサイトにおいて販売する商品（中古品を除く。）の50パーセント以上を県産品が占めること。</p>	<p>ECサイトを新規に構築するに当たり必要となる次の初期経費</p> <p>(1) ECサイト構築費</p> <p>①販売ページ作成経費 ページデザイン費、ページ作成費等</p> <p>②翻訳費 ページ内紹介文等翻訳費</p> <p>③コンテンツ制作費 商品の画像、動画作成費等</p> <p>(2) その他知事が適当と認める費用</p>	<p>補助対象経費の3/4以内の額で知事の定める額（1事業者当たり750千円を限度とする。）</p>
<p>【ECサイト改修事業費】</p> <p>県内で運営する県産品を販売する実店舗での売上げが減少したことにより非対面型ビジネスモデルへの対応を強化するため、ECサイトを改修する事業で、次の要件のいずれも満たすもの</p> <p>(1) 既に有しているECサイトを強化するため、ECサイトを改修する事業であること。</p> <p>(2) 令和2年4月1日以降に着手した事業であること。</p> <p>(3) ECサイト構築後、ECサイトにおいて販売する商品（中古品を除く。）の50パーセント以上を県産品が占めること。</p>	<p>ECサイトを改修するに当たり必要となる次の経費</p> <p>(1) ECサイト改修費</p> <p>①販売ページ改修経費 ページデザイン費、ページ改修費等</p> <p>②翻訳費 ページ内紹介文等翻訳費</p> <p>③コンテンツ制作費 商品の画像、動画作成費等</p> <p>(2) その他知事が適当と認める費用</p>	<p>補助対象経費の2/3以内の額で知事の定める額（1事業者当たり300千円を限度とする。）</p>

ECサイト新規構築等事業費補助金 Q&A

1 補助対象事業や補助対象経費について

(1)新規に構築するECサイトには決済機能を備えなければならないか。

本補助事業において、ECサイトとは、電子商取引サービスを提供するウェブサイトであって、ウェブサイト上で商品の購入から決済までの商取引を行うことができる機能を有するものを言い、単に取扱商品を掲載するだけでなく、クレジットカード等の電子決済の機能を備える必要があります。

(2)楽天、ヤフーショップ等の大手ECモールに出店する場合の費用(初期の出店料、月額利用料金、ロイヤリティ)は対象となるか。また、BASE等のECサイトプラットフォームを提供する事業者に委託し、出店ページを改修した場合の経費は対象となるか。

ECモール等への出店費用は対象としません。ただし、ECモール、BASE、ストアーズ等において、ページレイアウト等を外注する場合に要した費用は対象とします。出店費用については岐阜県 商工労働部 県産品流通支援課が募集する「楽天市場への新規出店事業者の募集事業」で対象となる可能性がありますので、ご検討ください。

(3)自社のホームページにEC機能がない場合に、EC機能を追加することは新規構築と改修のどちらになるか。

新規構築となります。

(4)自社のECサイトを有しているが、改修ではなく新たにECサイトを構築する場合は、新規構築となるか。

改修となります。

(5)自社のホームページを有しており、既にメールでの注文を受け付けている場合は、新規構築となるか、改修となるか。

新規構築となります。

(6)改修事業の具体的な内容は。

デザインのリニューアル、お気に入り機能、レビュー機能、多言語対応、商品動画の埋め込み等、既存の自社ECを強化するものであることを想定しています。

(7)クラウド使用料や運営に係るランニングコストは対象となるか。

対象となりません。

(8)対象とならない費用はなにか。

本補助事業は、ECサイトの新規構築又は改修の費用を対象としており、ECサイト制作会社や商品画像等を作成するカメラマンへの委託料を対象経費として想定しています。したがって、人件費、旅費、報償費、広告宣伝費、事務費、備品費、役務費、使用料等はいずれも対象となりません。証拠書類に当該費用が含まれている場合は、その額を控除して申請、請求してください。

(対象とならない例) : ECサイト制作会社との打ち合わせに係る旅費、サーバー購入費用、コンサルタント費用、商品の送料等。

2 補助対象者について

(1)県外に本社等本拠地を有する法人が、県内にある子会社や支社で県産品を陳列・販売する場合は対象になるか。

対象となりません。補助対象者は、県内に本社等本拠地を有している必要があります。

(2)県産品を販売する店舗を有しているが、新型コロナの影響で開店できずにいる。対象となるか。

申請日において、実店舗を管理・運営し、県産品を陳列しており、いつでも販売が可能である場合は対象となります。

(3)組合等の共同体での申請は対象になるか。

対象となりません。ただし、岐阜県 商工労働部 地域産業課が募集する「地域消費喚起事業費補助金」で対象となる可能性がありますので、ご検討ください。

(4)小規模事業者は対象とならないのか。

対象となりません。ただし、独自のECサイトを構築した場合、経済産業省が募集する「IT導入補助金（サービス等生産性向上IT導入支援事業）」の対象となる可能性がありますので、ご検討ください。

3 販売商品について

(1)県産品の定義は。

下記のいずれかを満たすものを言います。

ア 県内で企画し、製造し、又は加工されている商品

イ 主な原材料が岐阜県産であり、県内の製造事業者が販売する商品

(2)商品の数え方は。

受発注・在庫管理を行うときの、最小の管理単位（SKU）でカウントします。例えば、赤色と青色の商品があり、それぞれSサイズとMサイズがある場合は「4SKU」とカウントします。（赤・S）（赤・M）（青・S）（青・M）

なお、次のようなケースも区別してカウントします。

- ・商品の正味量や個数が異なる場合（例：100gと200g、5個入りと10個入り）
- ・商品の原材料が異なる場合（例：木製と鉄製）
- ・包装の形態が異なる場合（例：袋詰、箱詰、缶詰、瓶詰）
- ・セット商品で、中身の組み合わせが異なる場合（例：Aセット＝商品A×3個＋商品B×2個、Bセット＝商品A×2個＋商品B×3個）

(3)販売する商品が多いため、別添（取扱商品一覧）への記載が難しい。社内で管理しているエクセル表を印刷し、別添の代わりに提出してもよいか。

可とします。ただし、別添は、申請者名、取扱商品数、うち県産品の数、取扱商品に占める県産品の割合を埋めて提出してください。商品の内訳部分には「任意様式で提出」と記載し、印刷したエクセル表を添付してください。また、エクセル表は、県産品である取扱商品に印を付ける等、県産品であることを明らかにしてください。

(4)既存のパンフレットに掲載している商品をECサイトでも取り扱う予定である。別添（取扱商品一覧）の画像欄を使用せず、パンフレットを提出することでもよいか。

可とします。なお、掲載されている商品の中で県産品である商品に印を付ける等、県産品であることを明らかにしてください。

4 申請・報告・支払いについて

(1)1社で2件申請することは可能か。

複数の申請は認められません。複数サイトへの出品・出店をお考えの場合は、1件の計画と

して申請してください。

(2)補助事業はいつから開始できるか。

令和2年4月1日以降であれば交付決定前であっても着手頂くことが可能です。ただし、申請の結果不採択となったり、交付決定額が申請額を下回ったりすることがありますので、ご注意ください。

(3)何をもって着手と判断するのか。

ECサイトの制作会社等との契約の日が令和2年4月1日以降でなければならず、契約書等により、契約を締結した日を確認できるようにしてください。令和2年4月1日以前に打ち合わせや見積依頼を行うことは差し支えありません。

(4)支払の証拠書類として何を提出すればよいか。

下記の表に示す証拠書類をご準備ください。なお、必要に応じ追加で証拠書類を求めることがありますので、指示に従ってください。

交付申請時	<ul style="list-style-type: none">・見積書・契約書（既に事業に着手している場合）・納品書（既に事業が完了している場合）
実績報告時	<ul style="list-style-type: none">・請求書・振込依頼書

(5)補助金の概算払は可能か。

可能です。ただし、指定の様式により概算払が必要である理由について説明頂く必要があります。

(6)ECサイトにおいて販売する商品のうち、県産品の割合が50パーセントに達しない場合、補助金は支払われないのか。

支払われません。